

参考2 令和4年度第2回清須市行政改革推進委員会における主な意見と意見に対する考え方

No	意見	意見に対する考え方
1 方針決定に関する記載について		
①	2020（令和2）年度から2022（令和4）年度にかけた取組について、どのように評価しているかが見えていない。「一定の成果が見える化して、方針に則って実行した結果、狙い通りの成果が出ているため、改訂は行わず改革を進めていく」とすべきではないか。	2020（令和2）年度から2022（令和4）年度にかけた取組の評価として、具体的な取組項目24項目の進捗状況を整理した。24項目中23項目について、計画通り円滑に運用や実施ができていると考えているため、改革の方向性及び重点改革項目について、改訂を行わず進めていく。（該当ページ：資料1の5ページ）
2 中間見直しに伴う具体的な取組項目の追加について		
②	「情報システムの標準化」を25番目の取組項目として加えるということですが、すでに取組14において「情報システムのクラウド化」の項目があり、標準化に関する記載も含まれている。総務省の「自治体DX推進計画」においても、クラウド化は独立した項目ではなく、「自治体の情報システムの標準化・共通化」の項目に主として含まれた記載になっています。「情報システムの標準化」を独立した取組項目にするのではなく、「情報システムのクラウド化」の項目を大幅に見直すほうが妥当かと考える。	ご意見のとおり、「自治体DX推進計画」においても、情報システムのクラウド化は独立した項目ではなく、「自治体の情報システムの標準化・共通化」の項目に主として含まれた記載になっているが、取組内容が異なることから1つずつの取組項目とする。 （補足） 情報システムの標準化は、各自治体が独自で改修等を行っている基幹系業務システムの仕様を統一化することにより、ベンダロックインを回避する。事業者の競争環境が確保されることにより財政的な負担の軽減につながる。また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（以下「法律」という。）で標準化が義務化されている。 情報システムのクラウド化は、業務で使用するアプリケーションやシステム等を自庁のサーバー管理から国のガバメントクラウドや自治体クラウド等での管理へ移行することにより、各自治体におけるサーバー等の整備が不要となり、財政的な負担の軽減につながる。なお、法律においては、基幹系業務システムについて、ガバメントクラウドの利用を努力義務と定められている。
3 具体的な取組項目の取組内容等の記載方法について		
③	個別の取組（特に効率化目標の場合）に対して効果額（投入額に対して削減額、又は見込み額など）の掲載は困難なのか。課題認識と施策や工程は分かるが、期待される効果面が分かりにくいと思う。	本市の行政改革については、清須市行財政改革推進プラン（清須市第4次行政改革大綱）で定める改革の方向性のとおり、市民サービスの充実や持続可能な財政基盤の確立等を目指すものとしており、取組による業務の質や業務量の変化等を捉えている。例えば、システムの導入等により作業時間等を削減した結果、窓口対応やその他の業務へ注力できる環境が整い、市民サービスの充実につながることも取組の効果と考えており、財政効果額を記載した場合、財政効果額に固執してしまうことが懸念されることから、現時点においては、目標値としての財政効果額の記載は行わない。
④	取組の工程、2023（令和5）年度の適切な運用、継続実施とはどういうことかが見えない。何をやるのか、明確にすべきでは。	記載スペースや全体的なバランスを鑑み、取組内容を簡潔な記載になるようにしている。取組内容がシステム等を引き続き運用していくもの又は継続的に実施していくものであれば、各年度に同一内容を記載せず、適切な運用、継続実施と記載している。
4 具体的な取組項目 取組12「RPA・AI-OCRを活用した業務の効率化」の記載内容について		
⑤	「1 現状と課題」において、「活用できる職員が限られている。」という旨の記載があるにもかかわらず、見直し前に記載されていた「人材育成やシステム周知」の必要性が削除されている。「2 取組内容」にも「操作研修会や説明会を実施する。」と記載されているので、「1 現状と課題」に必要性を記載すべきではないか。	「1 現状と課題」において、人材育成やシステム周知の必要性に関する記載を追記しました。